2　地方公共団体は、基本方針に基づき、地域公共交通計画を作成するよう努めなければならないこととした。（第五条関係）

3　地域公共交通計画において、地域旅客運送サービス継続事業に関する事項が定められたときは、地方公共団体は、地域旅客運送サービス継続実施計画を作成し、当該地域旅客運送サービス継続事業を実施し又はその実施を促進することとし、国土交通大臣は、地域旅客運送サービス継続実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をすることとした。（第二七条の二及び第二七条の三関係）

4　地域公共交通計画において、貨客運送効率化事業に関する事項が定められたときは、貨客運送効率化事業を実施しようとする者は、貨客運送効率化実施計画を作成し、当該貨客運送効率化事業を実施することとし、国土交通大臣は、貨客運送効率化実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をすることとした。（第二七条の八及び第二七条の九関係）

5　地域公共交通利便増進事業

(一)　地域公共交通計画において、地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められたときは、地方公共団体は、地域公共交通利便増進実施計画を作成し、当該地域公共交通利便増進事業を実施し又はその実施を促進することとし、国土交通大臣は、地域公共交通利便増進実施計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定をすることとした。（第二七条の一六及び第二七条の一七関係）

(二)　認定を受けた地方公共団体は、認定区域内計画外事業について道路運送法による通知を受けたときは、当該認定区域内計画外事業の経営により公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないかどうかに関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができることとした。（第二七条の二〇関係）

6　新モビリティサービス事業の円滑化

(一)　新モビリティサービス事業者は、新モビリティサービス事業計画を作成し、これを国土交通大臣に提出して、その新モビリティサービス事業計画が地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を適切かつ確実に推進するために適当なものである旨の認定を申請することができることとした。（第三六条の二関係）

(二)　地方公共団体は、新モビリティサービス事業の実施に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができることとした。（第三六条の四関係）

二　道路運送法の一部改正関係

1　営業区域外旅客運送の禁止の例外

一般旅客自動車運送事業者に係る発地及び着地のいずれもがその営業区域外に存する旅客の運送の禁止の例外として、次に掲げる場合を定めることとした。（第二〇条関係）

(一)　災害の場合その他緊急を要するとき。

(二)　地域の旅客輸送需要に応じた運送サービスの提供を確保することが困難な場合として国土交通省令で定める場合において、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省令で定める関係者間において当該地域における旅客輸送を確保するため営業区域外旅客運送が必要であることについて協議が調った場合であって、輸送の安全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認めるとき。

2　自家用有償旅客運送の規制の合理化

(一)　自家用有償旅客運送の運送対象に観光旅客その他の当該地域を来訪する者を追加することとした。（第七八条第二号関係）

(二)　自家用有償旅客運送自動車の運行管理の体制の整備その他国土交通省令で定める事項について一般旅客自動車運送事業者の協力を得て運送を行う場合における自家用有償旅客運送の登録の有効期間の特例を設けることとした。（第七九条の二第一項第五号及び第七九条の五第二号関係）

3　国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業の路線定期運行に係る事業許可等の申請があったときは、関係地方公共団体に通知することとし、当該関係地方公共団体は、運賃等の認可等の手続の特例等に係る地域の関係者間における協議を行う必要があると認める場合には、協議会を開催し、及び当該通知に係る申請者に対し協議会への参加を要請することができることとした。（第九一条の二関係）

三　流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部改正関係

1　総合効率化計画の認定（第四条関係）

(一)　国土交通大臣は、総合効率化計画に記載された事業のうち、貨客運送効率化事業に該当するものについては、現行の要件に加え、当該事業の内容が、関係地方公共団体の地域公共交通に関する施策と調和したものであると認めるときは、その認定をすることとした。

(二)　(一)の規定の適用に際して、当該貨客運送効率化事業が地域公共交通計画に定められている場合は、当該事業の内容が関係地方公共団体の地域公共交通に関する施策と調和したものであるとみなすこととした。

(三)　国土交通大臣は、流通業務総合効率化事業のうち貨客運送効率化事業（地域公共交通計画に定められたものを除く。）に該当するものが記載された総合効率化計画について認定をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体に意見を聴くこととした。

2　独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、流通業務総合効率化事業を推進するため、認定総合効率化事業の実施に必要な資金の貸付け等の業務を行うこととした。（第二〇条の二関係）

四　施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（法律第三七号）（経済産業省）

1　目的

この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

(一)　この法律において「特定高度情報通信技術活用システム」とは、次に掲げるものをいうこととした。

(1)　情報通信の業務を一体的に行うよう構成された無線設備及び交換設備その他の設備並びにこれらに係るプログラムの集合体であって、一定の周波数の電波を使用することにより大量の情報を高速度で送受信することを可能とするものその他の高度な技術を活用した情報通信を実現するもの（第二条第一項第一号関係）